

「島根県環境に優しい農林漁業創造計画」における
環境負荷低減事業活動の実施に関する計画（実施計画）

各項目を全て記載

1 申請者等の概要

申請者（代表者）	
必須	①氏名又は名称： 島根 太郎 (法人その他の団体の場合はその代表者の職・氏名：)
必須	②住所又は主たる事務所の所在地： 島根県松江市殿町1番地
必須	③連絡先 ・電話番号： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 ・E-mailアドレス： shimane-tarou@gmail.com ・担当者名：
必須	④業種： ☒ 耕種農業 ☐ 畜産業 注3
申請者	
①氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の職・氏名：)	
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名：	
④業種： ☐ 耕種農業 ☐ 畜産業	
関連措置実施者（法第19条第3項に規定する措置を含める場合）	
①氏名又は名称： (法人その他の団体の場合はその代表者の職・氏名：)	
②住所又は主たる事務所の所在地：	
③連絡先 ・電話番号： ・E-mailアドレス： ・担当者名：	
④業種： ☐ 農林漁業 ☐ 資材製造業 ☐ 食品製造業 ☐ 食品流通業 ☐ その他（ ）	

注1 記入欄が足りない場合は、各々の欄を繰り返し設けて記載すること。

2 申請者が個人の場合であって、「住所」が「主たる事務所の所在地」と異なるときには、「住所」及び「主たる事務所の所在地」を併記すること。

3 「④業種」には、該当するものにチェック（レ）を付けること。「その他」の場合には、事業内容を（ ）内に記載すること。

4 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

2 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

農業経営の概況

必須

注1

	水田	普通畑	樹園地	家畜頭数	その他	合計
経営面積	120a	5a	40a	畜種 頭数	a	165a
経営類型	水稻110a、サトイモ10a、ナス5a、西条柿40a					
労働力	農業従事者：1.5人（うち専従者：1人）					

注1 経営面積には、借入地面積及び受託地面積を含み、地目で記載すること。

注2 経営類型には、主な品目、畜種等の概況について簡潔に記載すること。

(2) 作物別の現状の経営規模

必須

実施作物(水稻は品種)を全て記載

注1

作物名			現状	目標（5年後）
環境負荷低減事業活動実施作物	水稲(コシヒカリ)	実施面積	10a	20a
		全作付面積	65a	40a
	水稲(きぬむすめ)	実施面積	10a	60a
		全作付面積	45a	60a
	サトイモ	実施面積	10a	20a
		全作付面積	10a	20a
環境負荷低減事業活動実施合計		実施面積	30a	100a
		全作付面積	120a	120a
その他作物		作付面積	45a	45a
合計		総作付面積	165a	165a

注2

注3

注1 目標年は原則として5年後とすること。

注2 環境負荷低減事業活動実施作物の上段（実施面積）には、導入しようとする環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積を記入し、下段（全作付面積）には、当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の合計を記入すること。なお、上段は下段のおおむね5割以上を占めていること。

注3 その他作物には、環境負荷低減事業活動を実施しない農作物の作付面積の合計を記入すること。

経営概況の合計面積と同数

- ・環境負荷低減事業活動実施面積の合計が、総作付面積の1/2以上
- ・または、環境負荷低減事業活動を実施する農作物の作付面積が各農作物の全作付面積の概ね1/2以上

(3) 環境負荷低減事業活動の類型

必須

- 注**
- ☒ a. 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
 - ☐ b. 温室効果ガスの排出の量の削減
 - ☐ c. 土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
 - ☐ d. 家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
 - ☐ e. 餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
 - ☐ f. 土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
 - ☐ g. 生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
 - ☐ h. 化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

注 該当する取組にチェック（レ）を付けること。

(4) 環境負荷低減事業活動の推進方向

必須

特別栽培農産物の需要があり、経営の一部で栽培していたが、更に、要望に応えるため面積を拡大する。特に、水稻のきめむすめとサトイモは実需者からの要望が強く、栽培する全面積を有機JAS認証取得して有機農産物としての販売を目指す。そのため、乗用水田除草機を導入して労力削減を図る。

注1 環境負荷低減事業活動に係る農業経営の生産・販売の現状及び課題、それらを踏まえた取組の方向性について記載すること。

2 関連措置実施者がいる場合には、当該者が行う環境負荷低減事業活動に関連した措置の内容について記載すること。

(5) 環境負荷低減事業活動の実施期間

必須

注

実施期間：令和 9年 3月 ～ 令和 14年 3月（目標年度）

注 5年間を目途に定めること。

(6) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

必須

取組作物(水稲は品種毎)
毎に作成(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)
該当する技術の項目に○をするとともに、必要事項を記入願います。

作物名: 水稲(コシヒカリ)			
注2 現状		目標	
収量	420 kg/10a	収量	420 kg/10a
活動の内容	資材等の量・回数 (1作当たり)	活動の内容	資材等の量・回数 (1作当たり)
土づくり技術		土づくり技術	
① たい肥等有機質施用 (含稲わら) 〔 稲わら 〕	0.5 t/10a 1.2 kgN/10a	① たい肥等有機質施用 (含稲わら) 〔 稲わら 〕	0.5 t/10a 1.2 kgN/10a
② 緑肥作物 〔 クリムゾンクローバー 〕	播種量 1.5 kg/10a	② 緑肥作物 〔 クリムゾンクローバー 〕	播種量 1.5 kg/10a
3. 導入技術なし		技術実施に必要な機械または施設等 〔 〕	
化学肥料低減技術	施肥窒素量	化学肥料低減技術	施肥窒素量
1. 局所施肥	3.6 kgN/10a	1. 局所施肥	3.6 kgN/10a
2. 肥効調整型肥料の施用	うち化学肥料 施肥窒素量	2. 肥効調整型肥料の施用	うち化学肥料 施肥窒素量
③ 有機質肥料の施用	0 kgN/10a	③ 有機質肥料の施用	0 kgN/10a
4. 導入技術なし		技術実施に必要な機械または施設等 〔 〕	
化学農薬低減技術	化学農薬使用回数 (有効成分使用回数)	化学農薬低減技術	化学農薬使用回数 (有効成分使用回数)
① 温湯種子消毒		① 温湯種子消毒	
2. 機械除草	10 回	② 機械除草	7 回
3. 除草用動物		3. 除草用動物	
4. 生物農薬		4. 生物農薬	
5. 対抗植物		5. 対抗植物	
6. 抵抗性品種・台木利用		6. 抵抗性品種・台木利用	
7. 土壌還元消毒		7. 土壌還元消毒	
8. 熱利用土壌消毒		8. 熱利用土壌消毒	
9. 光利用		9. 光利用	
10. 被覆栽培		10. 被覆栽培	
11. フェロモン剤		11. フェロモン剤	
12. マルチ栽培		12. マルチ栽培	
13. 導入技術なし		技術実施に必要な機械または施設等 〔 乗用除草機(〇〇社 **-**) 〇 〕	

作物名： 水稻(さめむすめ)			
現状		目標	
収量 450 kg/10a		収量 450 kg/10a	
活動の内容	資材等の量・回数 (1作当たり)	活動の内容	資材等の量・回数 (1作当たり)
土づくり技術 ①. たい肥等有機質施用 (含稲わら) [稲わら] ②. 緑肥作物 [クリムゾンクローバー] 3. 導入技術なし	 0.5 t/10a 1.2 kgN/10a 播種量 1.5 kg/10a	土づくり技術 ①. たい肥等有機質施用 (含稲わら) [稲わら] ②. 緑肥作物 [クリムゾンクローバー] 技術実施に必要な機械または施設等 []	 0.5 t/10a 1.2 kgN/10a 播種量 1.5 kg/10a
化学肥料低減技術 1. 局所施肥 2. 肥効調整型肥料の施用 ③. 有機質肥料の施用 4. 導入技術なし	施肥窒素量 7.8 kgN/10a うち化学肥料 施肥窒素量 0 kgN/10a	化学肥料低減技術 1. 局所施肥 2. 肥効調整型肥料の施用 ③. 有機質肥料の施用 技術実施に必要な機械または施設等 []	施肥窒素量 7.8 kgN/10a うち化学肥料 施肥窒素量 0 kgN/10a
化学農薬低減技術 ①. 温湯種子消毒 2. 機械除草 3. 除草用動物 4. 生物農薬 5. 対抗植物 6. 抵抗性品種・台木利用 7. 土壌還元消毒 8. 熱利用土壌消毒 9. 光利用 10. 被覆栽培 11. フェロモン剤 12. マルチ栽培 13. 導入技術なし	化学農薬使用回数 (有効成分使用回数) 10 回	化学農薬低減技術 ①. 温湯種子消毒 ②. 機械除草 3. 除草用動物 4. 生物農薬 5. 対抗植物 6. 抵抗性品種・台木利用 7. 土壌還元消毒 8. 熱利用土壌消毒 9. 光利用 10. 被覆栽培 11. フェロモン剤 12. マルチ栽培 技術実施に必要な機械または施設等 [乗用除草機(〇〇社 **-**)]	化学農薬使用回数 (有効成分使用回数) 0 回

作物名： サトイモ			
現状		目標	
収量 1,000 kg/10a		収量 1,000 kg/10a	
活動の内容	資材等の量・回数 (1作当たり)	活動の内容	資材等の量・回数 (1作当たり)
土づくり技術 ① ．たい肥等有機質施用（含稲わら） 〔 もみ殻堆肥 〕 2．緑肥作物 〔 〕 3．導入技術なし	0.5 t/10a 1.5 kgN/10a 播種量 kg/10a	土づくり技術 ① ．たい肥等有機質施用（含稲わら） 〔 もみ殻堆肥 〕 2．緑肥作物 〔 〕 技術実施に必要な機械または施設等 〔 〕	1.0 t/10a 3.0 kgN/10a 播種量 kg/10a
化学肥料低減技術 1．局所施肥 2．肥効調整型肥料の施用 ③ ．有機質肥料の施用 4．導入技術なし	施肥窒素量 15 kgN/10a うち化学肥料 施肥窒素量 7.5 kgN/10a	化学肥料低減技術 1．局所施肥 2．肥効調整型肥料の施用 ③ ．有機質肥料の施用 技術実施に必要な機械または施設等 〔 〕	施肥窒素量 12 kgN/10a うち化学肥料 施肥窒素量 0 kgN/10a
化学農薬低減技術 1．温湯種子消毒 2．機械除草 3．除草用動物 4．生物農薬 5．対抗植物 6．抵抗性品種・台木利用 7．土壌還元消毒 8．熱利用土壌消毒 9．光利用 10．被覆栽培 11．フェロモン剤 12．マルチ栽培 13．導入技術なし	化学農薬使用回数 (有効成分使用回数) 5 回	化学農薬低減技術 1．温湯種子消毒 2．機械除草 3．除草用動物 4．生物農薬 5．対抗植物 6．抵抗性品種・台木利用 7．土壌還元消毒 8．熱利用土壌消毒 9．光利用 10．被覆栽培 11．フェロモン剤 ⑫ ．マルチ栽培 技術実施に必要な機械または施設等 〔 〕	化学農薬使用回数 (有効成分使用回数) 0 回

有機 JAS 認証がある場合は簡略化可能

- ・作物名、収量(現状、目標)のみ記載。
- ・有機 JAS 認証の申請書のうち、栽培計画や使用資材、使用機械を示した書類を添付して記載を省略。

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「収量」については、「現状」に過去5年間における収量の平均を記入し、「目標」に生産方式の導入後の目標を記入すること。

3 「土づくり技術」の1．たい肥等有機質施用（含む稲わら）の〔 〕内には、「有機質資材の種類」（例：牛ふんたい肥、稲わら）を、2．緑肥作物の〔 〕内には、「緑肥作物名」

を記入し、資材の量・回数の欄には、緑肥の播種量を記入すること。

- 4 各技術欄のうち、技術実施に必要な機械・施設等については、名称の他、能力・規模についても併せて記載すること。
- 5 化学農薬使用回数は、前作終了後（前作がない作物の場合、施肥、土壌消毒、種子消毒等の中で、最も早いものから収穫まで、多年生作物は前年収穫後から本年収穫終了後まで）の期間の使用回数（有効成分使用回数）とすること。
- 6 化学農薬使用回数に含めない農薬は、「有機農産物の日本農林規格別表 B.2 に掲げる農薬」、「化学合成成分が含まれない旨、知事に証明書の提出があった農薬」及び「展着剤」のこと。
- 7 JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を参考資料として添付すること。

（上記以外の活動類型の場合）

（3）a 以外へ☑した場合は必須

類型：	
作物名：	
現状	目標
収量 kg/10a	収量 kg/10a
環境負荷低減事業活動の内容 〔 〕	環境負荷低減事業活動の内容 〔 〕
資材の使用量等 〔 〕	資材の使用量等 〔 〕

注1 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

2 「類型」には2（2）で選択した類型のアルファベットを記載すること。

3 環境負荷低減事業活動の内容〔 〕には、具体的な取組内容として、導入する技術を記載すること。

4 資材の使用量等〔 〕には、環境負荷の低減の目標指標として、1作当たりの化石燃料の使用量、再生可能エネルギーの使用量、プラスチックの使用量等を記載すること。

（7）経営の持続性の確保に関する事項

必須

注7

申請者名：	現状 (年 月期)	目標 (年 月期)
ア：経営規模		
イ：売上高	注7のとおり、別表4により省略	
ウ：経営費（生産コスト）		
エ：所得（イーウ）		

注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農業経営の全体で記載すること。

2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。

3 「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、労働力等の現状値及び目標値をそれぞれ記載すること。

4 「エ：所得」には、農業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値について記載すること。

5 イ、ウ、エに記載する数値は概数でも差し支えない。

6 申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

7 「農業改良資金」の特例措置を活用する場合は、本表に代えて別表4を用いること。

(8) 環境負荷低減事業活動の実施体制

必須

実施体制: 家族 1. 5名
実施責任者: 島根 太郎

有機 JAS 認証がある場合は簡略化可能
・有機 JAS 認証の申請書のうち、組織図等の添付で記載の省略可能。

注1

- 注1 環境負荷低減事業活動の実施に必要な体制及び人員について記載すること。
2 申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載すること。

3 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

関連措置を活用する場合は必須

申請者等の氏名又は名称: 島根 太郎

注3

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載。
2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
3 申請者、関連措置実施者ごとに記載すること。必要に応じて欄を繰り返し設けること。

注1

注2

使途・用途	資金調達方法	金額(千円)
設備等導入資金(乗用除草機の購入)	融資(日本政策金融公庫)	5,000

- 注1 「使途・用途」については、環境負荷低減事業活動に必要となる設備等導入資金、運転資金等の別を記載すること。なお、設備等の導入をする場合は別表2に、当該設備等の導入として施設の整備を行う場合は別表3に、それぞれ必要事項を記載すること。
2 「資金調達方法」については、自己資金・融資・補助金等の別を記載すること。株式会社日本政策金融公庫等の融資を受けることを予定している場合は、その旨を明記すること。
3 環境負荷低減事業活動の実施に当たって特例措置を活用する場合は、別表1及び各特例措置に対応した別表等に必要事項を記載すること。

4 特例措置の活用に関する事項

申請者、関連措置実施者ごとに別表1に記載し、添付すること。

5 環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いに関する事項

申請者ごとに別表5に記載し、添付すること。

6 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画における環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

☒ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

☒ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

☒ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

☐ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

☒ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

☒ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

☒ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

--

（添付書類）

関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- ☐ 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

(別表 1)

特例措置の活用に関する事項

特例措置(資金・税制)
を活用する場合は必須

申請者等の氏名又は名称：島根 太郎

- 注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫等の資金の貸付資格の認定を必要とする場合	農業改良資金	☒	別表 2、別表 4
	畜産経営環境調和推進資金 (処理高度化施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 6－1
	畜産経営環境調和推進資金 (共同利用施設整備の場合)	☐	別表 2、別表 6－2
	食品流通改善資金	☐	別表 2、別表 7
みどり投資促進税制を活用する場合		☐	別表 2

- 注 1 活用を予定している特例措置にチェックすること。
2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。
3 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地(予定所在地)が分かる図面等の資料を添付すること。
4 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること
5 日本政策金融公庫等の資金を活用する場合は、各資金の貸付資格の認定に必要な書類を添付すること。

(別表2)

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：島根 太郎

- 注1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 氏名に旧姓記載を希望する場合は、旧姓を括弧書きで併記すること。
 3 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な 設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
9年度	3月	①	乗用除草機(〇〇社 **~**)		5. 000	1	5. 000	7
	月	②						注5
	小計						5. 000	
〇年度	月	③						
	月	④						
	小計							
〇年度	月							
	月							
	小計							
合計							5. 000	

- 注1 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。
 2 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。
 3 みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。
 4 みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。
 5 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。
 ア：農業改良資金
 イ：畜産経営環境調和推進資金
 ウ：食品流通改善資金
 エ：みどり投資促進税制
 6 施設を整備する場合には、必要事項を別表3に記載の上、これを添付すること。
 7 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。

(別表 4)

農業改良措置に関する事項
(法第 23 条関係)

農業改良資金を活用
する場合は必須

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：島根 太郎

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

注1

注4

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
☐ 新たな農業部門の経営の開始	有機JAS認証の水稻(きぬむすめ)、サトイモの栽培を開始する。特に、水稻栽培では乗用除草機を活用することで労力削減を行う。
☒ 農畜産物の新たな生産方式の導入	

- 注1 当該措置の内容が該当する区分にチェック(レ)を付けること。
2 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。
3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。
4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 経営の持続性の確保に関する事項

注1 環境負荷低減事業活動を実施しない部分も含め、農業経営の全体で記載すること。

2 各金融機関の所定様式等を使用しても差し支えない。

(1) 経営規模

	現状 (年 月期)	目標 (年 月期)
品目	島根県農業改良資金貸付資格認定要領(平成 22 年 9 月 30 日付け農第 1037 号)第1の1の(1)の規定に基づき、日本政策金融公庫に提出した借入申込書 兼 経営改善資金計画書の写しを提出してください。 これにより、(1)～(3)の記載は不要です。	
生産規模 (単位:)		
生産量 (単位:)		
収入金額 (単位:)		
労働力		
家族従事者		
従業員数		

注 品目が複数ある場合には、必要に応じて欄を繰り返し設けて記載すること。

(2) 収支計画

	現状 (年 月期)	目標 (年 月期)
ア: 農業粗収益 (売上高)		
イ: 農業経営費 (売上原価+販売管理費)		
ウ: 農業所得 (営業利益) (ア-イ)		
エ: 農家総所得 (経常利益)		

注1 ウの「農業所得」には、農業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値を記載すること。

2 エの「農家総所得」には、ウの「農業所得」に農外所得を加えた金額（法人その他の団体にあつては経常利益）の現状値及び目標値を記載すること。

3 特別の事情があるときは、現状値は直近の前期の実績を記入しても差し支えない。

（3）資金計画

番号	借入金		補助金	自己資金	計
	農業改良資金	その他			
①					
②					
③					
④					

（借入金の内訳）

番号	借入先	資金名	借入時期 （予定）	金額 （単位： ）	償還期間（予定） （うち据置期間）
①			年 月		年（ 年）
②			年 月		年（ 年）
③			年 月		年（ 年）
④			年 月		年（ 年）

注1 実施計画の「3 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法」と整合するように記載すること。

2 番号は、別表2の番号と対応するよう記載すること。

3 同一番号の使途・用途に対し、複数の金融機関からの借入や借入条件が異なる複数の借入を利用する等の場合は、同一番号を記載した上でそれぞれ記載すること。

4 「補助金」について、国の補助金を財源に含む補助事業（事業負担金を含む。地方公共団体の単独補助事業や融資残補助事業は除く。）は農業改良資金の貸付対象とはならない。

同意する場合は記載

(別表 5)

環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いに関する事項

以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名願います。

島根県は、環境負荷低減事業活動実施計画の認定に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等に基づき、適正に管理し、本認定業務のために利用します。

また、島根県は、認定業務のほか、環境負荷低減に取り組む農業者への支援や環境負荷低減事業活動の推進に関する政策の企画・立案に活用するため、必要な範囲において関係機関へ提供する場合があります。

このほか、環境負荷低減事業活動実施計画の実施状況等の内容についても、国への報告等を実施する際のデータとして活用するため、関係機関へ提供する場合があります。

提供する情報の内容	①環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の内容 ②環境負荷低減事業活動実施計画に関する実施状況報告書等
情報を提供する関係機関	国、都道府県、市町村、日本政策金融公庫等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 9 年 2 月 10 日

氏名（名称・代表者） 島根 太郎